

5つの政策

私は、5つの政策を打ち出して選挙に臨みました。これは、「4年間の任期で一定の成果を挙げます」と有権者の皆様と約束したことです。

- 1. 子育て支援・人材育成
- 2. 道路などのインフラ整備を推進
- 3. 防災・減災
- 4. 「カラーバリアフリー」の推進
- 5. 広島市政改革・メディア戦略

※ は今回のテーマとしている政策です。

(3)~(6)はP4のQ&Aで解説しています。

2月定例会 総括質問テーマ

- 1 多様な大都市制度
- 2 共生社会
- 3 安全・安心
- 4 新型コロナウイルス感染症対策

1. 多様な大都市制度

質問1 「特別自治市」制度実現に向けての取り組みについて

新型コロナウイルス感染症対策や災害対策などで、「国」一県一市町村という地方の二層構造によるデメリットを痛感している。(3)「特別自治市」制度の導入で、地方が「国」特別自治市の

一層構造になると、広島市や市民にどのようなメリットがあるか。

広島市が目指す「特別自治市」制度は、事務を一元的に取り扱い、自主財源を制度的に保障するもの。新型コロナ対策で指定都市の役割が極めて大きくなる中、現行制度では、権限が県知事に集中しており、指定都市は柔軟的、機動的な対策が難しい。特別自治市に移行すると、二重行政が完全に解消され、圏域の発展・活性化にもつながる。

2. 共生社会

質問1 カラーバリアフリーの進捗状況について

①2019年6月定例会一般質問で、(4)カラーバリアフリー対応のチョークを紹介し、教育現場で導入するよう提案した。導入の進捗状況と導入できない理由も教えてほしい。②色覚検査は2003年度から行われていない。検査が、色覚特性がある児童生徒への「差別を生む」というのが理由という。

4. 新型コロナウイルス感染症対策

質問1 5歳から11歳のワクチン接種への配慮

(6)5歳から11歳の子どもへのワクチン接種に対し、不安や戸惑いを隠しきれない保護者の方々もいる。不利益な扱いを受けないよう、特段の配慮をお願いしたい。

広島市答弁1 5歳から11歳までの小児のワクチン接種について、保護者が判断する決め手を欠き、困惑する状態が続く。情報を丁寧に提示し、適切な判断ができるようにする。接種の有無で差別やいじめなど不利益な扱いを受けることがあってはならない。ホームページ、パンフレット配布、保護者への通知などで啓発する。

質問2 子どものマスク着用への配慮

幼い子どもたちがマスクを着用することについても最大限の配慮をお願いしたい。



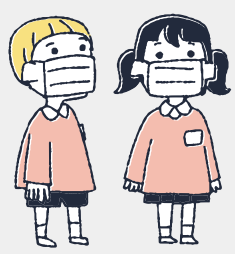
広島市答弁1 ①市立学校でのカラーバリアフリー対応チョークの使用率は、令和元年6月の43%から、令和4年2月には73%に増えた。残り約30%の学校では、児童が色覚に不安を覚えながら、保護者から「配慮の必要がない」と断られたケースがあった。子どもが色覚特性に気づいていない場合があるので、100%の市立学校でチョークを導入する。②タブレット端末のカラーフィルター機能を利用し、眼科医への受診につなげる。

3. 安全・安心

質問1 大規模火災防止の取り組みと法的限界

JR広島駅近くの(5)「エキニシ」地区火災の原因や被害状況、消防法違反の状況は？大規模火災のたびに「一斉検査などが行われるが実効性に疑問を抱く。本質的な改善が必要に感じる。違反を確認後、罰則などで現状を改善するプロセスは？」

広島市答弁2 市立保育園などでは2歳未満はマスクを着用させていない。2歳以上は無理な着用はさせず個々の状況に応じている。幼稚園では、年齢を考慮し、無理に着用させないよう努めている。登園時に保護者と連絡を取り合い、個々に応じた対応をしている。



「コロナ」花粉症と「コロナ」

3月も下旬となり、すっかり春めいてきました。一方、春の訪れとともに、花粉症に悩まされる方も多いと思います。私もその一人です。例年、ゴールデンウィークくらいまではマスクが外せません。この2年あまり、新型コロナウイルス感染症の出現により、国民全マスク状態となっています。花粉症の主な症状はくしゃみや鼻水ですので、外見からは新型コロナウイルス感染症(見分けがつかず)と見分けがつかないことから、昨年3月の予算特別委員会で、「花粉症患者が新型

「アレルギーの正しい知識を身に付けよう」と題した特集が掲載されました。バツジという形にはなりませんが、「症状とその影響」の欄で、周囲からの理解が得られず悩んでいるケースがあることに触れていただいています。花粉症は国民病ともいわれます。少しでも理解が進み、ストレスのない日常になればと思います。

広島市答弁1 エキニシ地区の火災は漏電の可能性がある。同地区では、今年1月末時点で65項目の消防法違反を確認した。違反確認後は、総務省のマニュアルに沿って、罰則を含めた違反是正を行う。

消防署などが立ち入り検査などについて

- 1 消防法違反を確認
- 2 立ち入り検査通知書を交付
 - 不備の危険性、防火管理の重要性を指導
- 3 「警告」を発して期限までの改善の履行を求める
- 4 不履行に対する弁明をさせる
 - 弁明に正当な理由が無い場合
- 5 「命令」を発して期限までの履行を求める
- 6 警察など捜査機関へ発令し、捜査機関が罰則の必要性などを判断する

罰則を課す必要性ありと判断

違反者に罰則が課される

消防機関が消防法違反を確認後、罰則を課すまでのプロセス

アレルギーに関する特集記事はこちら↓↓↓

広報紙がスマホで読めます